

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
休日に
あつた
翌日)

目次

◇訓 令 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令（職員厚生課）

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令（ク）

訓 令

鳥取県訓令第六号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓
 令第五号）の一部を次のように改正する。
 別表の表を次のように改める。

課 査 検	課 財 管	課 策 政 境 環	課 護 保 然 自
<p>一 大気保全係の職員のうち常時現地で大気の汚染及び悪臭に関する調査の業務に従事する職員</p>	<p>一 機械係の職員のうちボイラーの業務に従事する職員</p>	<p>二 水質保全係の職員のうち常時現地で水質の汚濁に関する調査の業務に従事する職員</p>	<p>企画調整係、休養施設係及び保全係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員</p>
<p>作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 布製短靴</p>	<p>作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 布製短靴</p>	<p>作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 布製短靴</p>	<p>作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 布製短靴</p>
<p>二 二 二</p>	<p>一 二 二 二</p>	<p>一 一 一 一</p>	<p>二 二 二</p>
<p>六〇 六〇 六〇</p>	<p>二四 六〇 六〇 六〇</p>	<p>二四 二四 二四 二四</p>	<p>二四 二四 二四 二四</p>
<p>図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり</p>

水	課全保林森	課 務 林	課備整村農	課 地 耕	課 導 指 営 経		課災防防消
<p>一 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員の業務に従事する職員（漁業取締船の乗組職員を除く。）</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>二 生活改良専門技術員の職務に従事する職員</p>	<p>一 農業専門技術員の職務に従事する職員</p>	<p>保安係の職員のうち高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員</p>
<p>冬服（上衣及びズボン） 夏服（上衣及びズボン） 制帽 日覆</p>	<p>作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ キャラバンシューズ</p>	<p>作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ヤッケ キャラバンシューズ</p>	<p>作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴</p>	<p>作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴</p>	<p>作業服（上衣） 作業服（ズボン） 白衣 ゴム製半長靴</p>	<p>作業服（上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴</p>	<p>作業服（上衣） 作業服（ズボン）</p>
<p>— — — —</p>	<p>— — — —</p>	<p>— — — —</p>	<p>— — — —</p>	<p>— — — —</p>	<p>— — — —</p>	<p>— — — —</p>	<p>— —</p>
<p>三六 三八 四八 三六 三六</p>	<p>三六 三六 六〇 六〇 六〇</p>	<p>三六 三六 六〇 六〇 六〇</p>	<p>三六 三六 三六 三六 三六</p>	<p>三六 三六 三六 三六 三六</p>	<p>三六 六〇 六〇 六〇 六〇</p>	<p>三六 六〇 六〇 六〇 三六</p>	<p>三六 三六</p>
<p>図六のとおり 図五のとおり 図四のとおり 図四のとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のとおり 図一のうち上衣のとおり 図二のとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のとおり 図一のうち上衣のとおり 図二のとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のとおり 図一のうち上衣のとおり 図二のとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のとおり 図一のうち上衣のとおり 図二のとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のとおり 図一のうち上衣のとおり 図二のとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のとおり 図一のうち上衣のとおり 図二のとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のとおり 図一のうち上衣のとおり 図二のとおり</p>

課 繕 営	課 築 建	課 港 漁	課 産		
<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>四 常時現地で業務に従事する職員(司法警察員及び漁業取締船の乗組員を除く。)</p>	<p>三 漁業取締船の乗組職員(司法警察員を除く。)</p>	<p>二 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員の業務に従事する職員(漁業取締船の乗組職員に限る。)</p>
<p>作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴</p>	<p>雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業帽 ゴム製半長靴</p>	<p>雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業帽 ゴム製半長靴</p>
<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>
<p>三六 三六 三六 六〇 六〇 六〇</p>	<p>三六 三六 三六 六〇 六〇 六〇</p>	<p>三六 三六 三六 三六</p>	<p>三六 三六 三六 三六</p>	<p>二四 一一 一一 一一 一一 三六</p>	<p>二四 一一 一一 一一 一一 四八 四八 四八 二四 一一</p>
<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図七のうち上衣のとおり 図一六のとおり 図七のうちズボンのとおり 図八のとおり</p>	<p>図七のうち上衣のとおり 図一六のとおり 図七のうちズボンのとおり 図八のとおり</p>

皆 生 小 児 療 育 セ ン タ ー						学 園			
九 生活指導部の職員のうち保母及び保父の職務に従事する職員	八 生活指導部の職員のうち部長及び児童指導員の職務に従事する職員	七 薬剤師の職務に従事する職員	六 衛生技師の職務に従事する職員	五 総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦の職務に従事する職員	四 理学療法士、作業療法士及び物理療師の職務に従事する職員	三 診療放射線技師の職務に従事する職員	二 医長及び医師の職務に従事する職員	一 栄養士の職務に従事する職員	四 養護部の職員のうち保母及び保父の職務に従事する職員
白衣 白衣(半袖) 布製短靴	白衣 トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製短靴	白衣 白衣(半袖)	白衣 白衣(半袖)	看護衣(長袖上衣及びズボン) 看護衣(半袖上衣及びズボン) ナース靴 看護帽	白衣 白衣(半袖) トレーニングパンツ 布製短靴	白衣 白衣(半袖) 作業服(ズボン)	白衣 白衣 白衣(半袖)	白衣 白衣 白衣(半袖)	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製短靴 エプロンドレス
一 二 二	一 二 二	二 二	二 二	二 二 二 三	一 二 二 二	二 二 二	二	一 二	二 一 二 二 二 一
二四 四八 四八	二四 六〇 六〇	三六 二四	三六 二四	二四 二二 二四 三六	二四 六〇 三六 二四	四八 三六 二四	二四	二四 二四	三六 三六 六〇 六〇 六〇 二四 二四
						図一のうちズボンのとおり			図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり

談 相 社 福	寮 者 長 井 岩	寮 来 母	園 育 療 取 鳥
<p>一 保健婦及び看護婦の職務に従事する職員</p> <p>二 児童福祉司、社会福祉主事、心理判定員及び身体障害者福祉司の職務に従事する職員</p>	<p>一 栄養士の職務に従事する職員</p> <p>二 看護婦及び准看護婦の職務に従事する職員</p>	<p>一 栄養士の職務に従事する職員</p> <p>二 看護婦及び准看護婦の職務に従事する職員</p> <p>三 生活指導員の職務に従事する職員</p>	<p>理学療法士、児童指導員、保母、保父及び看護婦の職務に従事する職員</p>
<p>白衣</p> <p>訪問服(上衣)</p> <p>訪問服(夏上衣)</p> <p>訪問服(スカート)</p> <p>訪問服(夏上衣)</p> <p>訪問服(スカート又はズボン)</p>	<p>ナース靴</p> <p>ナース靴下</p> <p>看護帽</p> <p>予防衣</p> <p>看護衣(半袖)</p> <p>看護衣</p> <p>白衣(半袖)</p> <p>白衣</p>	<p>ナース靴</p> <p>ナース靴下</p> <p>看護帽</p> <p>予防衣</p> <p>看護衣(半袖)</p> <p>看護衣</p> <p>看護婦及び准看護婦の職務に従事する職員</p> <p>トレーニングシャツ</p> <p>トレーニングパンツ</p> <p>布製短靴</p>	<p>トレーニングシャツ</p> <p>トレーニングパンツ</p> <p>布製短靴</p> <p>海水パンツ又はショートパンツ</p> <p>白衣</p> <p>白衣(半袖)</p>
<p>二</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p>	<p>二</p> <p>六</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>一</p> <p>二</p>	<p>二</p> <p>六</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p>	<p>一</p> <p>二</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p>
<p>四八</p> <p>四八</p> <p>四八</p> <p>四八</p> <p>四八</p> <p>四八</p>	<p>二四</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>三</p> <p>六</p> <p>四</p> <p>八</p> <p>四</p> <p>八</p> <p>四</p> <p>八</p> <p>二</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>八</p>	<p>二四</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>三</p> <p>六</p> <p>四</p> <p>八</p> <p>四</p> <p>八</p> <p>四</p> <p>八</p> <p>二</p> <p>四</p> <p>六</p> <p>〇</p> <p>六</p> <p>〇</p>	<p>二四</p> <p>二</p> <p>四</p> <p>六</p> <p>〇</p> <p>六</p> <p>〇</p> <p>二四</p> <p>二</p> <p>四</p> <p>六</p> <p>〇</p> <p>六</p> <p>〇</p>
<p>図一三のうち上衣のとおり</p> <p>図一三又は図一四のうち上衣のとおり</p> <p>図一三のうちスカートのとおり</p> <p>図一三のうちスカート又はズボンのとおり</p>			

原 多 喜			所 談 相 童 児			1 タ ン セ		
三 教護部の職員のうち部長、主任教母及び教母の職務に従事する職員 (女子)	二 教護部の職員のうち部長、主任教護及び教護の職務に従事する職員 (男子)	一 栄養士の職務に従事する職員	三 児童指導員の職務に従事する職員	二 児童福祉司及び心理判定員の職務に従事する職員	一 保健婦の職務に従事する職員	四 判定課の職員のうち心理療法士及び心理判定員の職務に従事する職員	三 児童指導員の職務に従事する職員	
作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) トレーニングシャツ トレーニングパンツ ゴム製半長靴 布製短靴	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) トレーニングシャツ トレーニングパンツ ゴム製半長靴 布製短靴	白衣 白衣(半袖)	トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製短靴	訪問服(夏上衣) 訪問服(スカート又はズボン) 訪問服(夏上衣) 訪問服(スカート)	白衣 訪問服(上衣) 訪問服(夏上衣) 訪問服(スカート)	訪問服(上衣) 訪問服(夏上衣) 訪問服(スカート又はズボン) トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製短靴	トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製短靴	
二	二	一	一	一	一	一	一	
六〇	六〇	二四	六〇	四八	四八	四八	四八	六〇
図一のうち上衣のとおり 図一のうち夏上衣のとおり	図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり		図一三のうちスカート又はズボンのとおり 図一四のうちスカート又はズボンのとおり	図一三又は図一四のうち上衣のとおり 図一三のうちスカートのとおり	図一三のうち上衣のとおり 図一三のうちスカートのとおり	図一三又は図一四のうち上衣のとおり 図一三のうちスカート又はズボンのとおり		

精神保健センター	看護婦等養成施設	学 園
<p>五 訓練課の職員のうち保健婦の職務に従事する職員</p>	<p>一 医師の職務に従事する職員</p> <p>二 指導課の職員のうち精神福祉主事及び心理判定員の職務に従事する職員</p>	<p>教務主任及び講師の職務に従事する専任職員</p>
<p>白衣 訪問服(上衣) 訪問服(夏上衣) 訪問服(スカート) トレーニングシャツ トレーニングパンツ</p>	<p>四 訓練課の職員のうち精神福祉主事の職務に従事する職員</p> <p>訪問服(上衣) 訪問服(夏上衣) 訪問服(スカート又はズボン) トレーニングシャツ トレーニングパンツ</p>	<p>三 指導課の職員のうち保健婦の職務に従事する職員</p> <p>白衣 訪問服(上衣) 訪問服(夏上衣) 訪問服(スカート)</p>
<p>二 二 一 一 一 二</p>	<p>二 二 一 一 一</p>	<p>一 一 一 一 二</p>
<p>六〇 六〇 四八 四八 四八 四八</p> <p>図一三のうちスカートのとおり 図一三のうち上衣のとおり</p>	<p>六〇 六〇 四八 四八 四八 四八</p> <p>図一三のうちスカート又はズボンのとおり 図一三又は図一四のうち上衣のとおり</p>	<p>四八 四八 四八 四八 四八 四八</p> <p>図一三のうちスカートのとおり 図一三のうち上衣のとおり</p>
<p>訪問服(夏上衣) 訪問服(スカート又はズボン)</p>	<p>白衣</p>	<p>看護衣 看護衣(半袖) 予防衣 ナース靴 ナース靴下 看護帽</p>
<p>一 一 一</p>	<p>一</p>	<p>二 六 二 三 三 三</p>
<p>四八 四八 四八</p> <p>図一三又は図一四のうち上衣のとおり 図一三のうちスカート又はズボンのとおり</p>	<p>三六</p>	<p>二四 一二 一二 三六 三六 三六</p> <p>図一〇のとおり</p>

業 工	所定検量計	衛生検査所	衛生研究所	衛生研究所	衛生研究所	衛生検査所	衛生検査所
二 特産技術科の業務に従事する技術職員	一 技術情報科の業務に従事する技術職員	検定の業務に従事する職員 有害物取扱業務に従事する職員	三 水質調査第一科、水質調査第二科、水質環境科及び大気騒音科の職員のうち科長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	二 食品化学科の職員うち科長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	一 微生物科の職員のうち科長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	六 訓練課の職員のうち作業療法士の職務に従事する職員 と畜検査業務に従事する職員	六 訓練課の職員のうち作業療法士の職務に従事する職員
白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	布製短靴 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	安全靴 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	白衣 作業服(ズボン) 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	白衣 作業服(ズボン) 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン)	トレーニングシャツ トレーニングパンツ
二 二 二 二	一 二 二 二	一 二 二 二	一 二 二 二 二	二 二	一 二 二 二	二 一 二	二 二
三六 三六 三六 三六	二四 四八 四八 四八	四八 六〇 六〇 六〇	六〇 二四 六〇 六〇 六〇 二二 三六	二二 二二	三六 二四 六〇 六〇	六〇 三六 三六	六〇 六〇
図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり

技 等	高	一	所 究 研 工 加 品 食	場	験	試
三 指導課の職員のうち土木測量科で指導に従事する職員	二 指導課の職員のうち自動車整備科で指導に従事する職員	一 指導課の職員のうち建築科で指導に従事する職員	研究一科及び研究二科の職員	四 生産技術科の業務に従事する技術職員	三 応用電子科の業務に従事する技術職員	
作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業帽 ゴム製半長靴	エンカ服 エンカ服(夏用) 作業帽 安全靴	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業帽 布製短靴	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 安全靴	布製短靴 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 布製短靴	布製短靴 作業帽
二 二 二 二 一	二 二 一 一 一	二 二 二 一 一	二 二 二 二 一	二 二 二 二 一 一	二 二 二 二 一	一 一
四八 四八 四八 四八 四八	二四 二四 三六 三六 三六	二四 二四 四八 四八 四八	三六 六〇 六〇 六〇 六〇	三六 三六 四八 四八 四八	二四 四八 四八 四八 四八	三六 二四
図一のうち上衣のとおり 図一のとおり 図一のうちズボンのとおり 図一二のとおり	図一二のとおり	図一のうち上衣のとおり 図一のとおり 図一のうちズボンのとおり 図一二のとおり	図一のうち上衣のとおり 図一のとおり 図一のうちズボンのとおり	図一のうち上衣のとおり 図一のとおり 図一のうちズボンのとおり	図一のうち上衣のとおり 図一のとおり 図一のうちズボンのとおり	

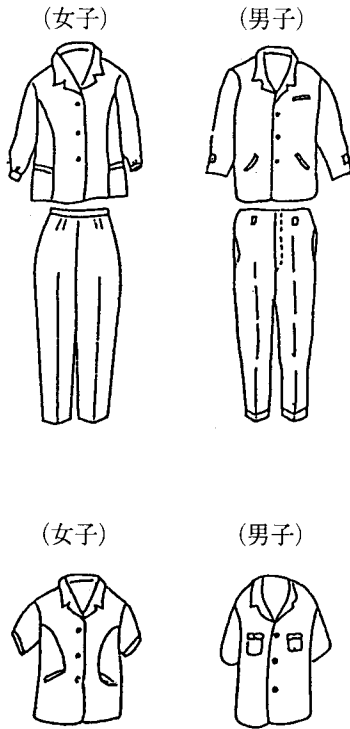
局 興 振 林 農 方 地		校 門 専 術	
三 国営事業推進室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	二 地域整備課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	一 林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	七 指導課の職員のうちデザイン科で指導に従事する職員
作業服(夏上衣) 作業服(夏上衣) 安全靴	作業服(夏上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 防寒服 安全靴	作業服(夏上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業服(ズボン) 作業服(ズボン) 布製短靴	作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業服(ズボン) 作業服(ズボン) 作業服(ズボン) 布製短靴
二 二	一 一 一 二 二 二	一 二 二 二 二 二	一 二 二 二 二 二
四八 四八	三六 三六 三六 四八 四八 四八	二四 四八 四八 四八 四八 四八	六〇 六〇 六〇 二四 六〇 六〇
図一のうち上衣のとおり 図二のとおり	図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり	図一のうち上衣のとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり	図一のうち上衣のとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり

校 学 大 業 農	一 タ ン セ 及 普 良 改 業 農			
<p>二 教育部の職員のうち畜産及び農業の業務に従事する職員</p>	<p>一 教育部の職員のうち機械技術の業務に従事する職員</p>	<p>二 普及主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で生活改善の業務に従事する職員</p>	<p>一 所長、次長、普及主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員</p>	
<p>白 衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴 雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾) 防寒服</p>	<p>作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) エンカ服 ゴム製半長靴 雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾) 安全靴 安全帽</p>	<p>白 衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴 作業帽</p>	<p>作業服 (上衣) 作業服 (夏上衣) 作業服 (ズボン) ゴム製半長靴 作業帽</p>	<p>作業服 (ズボン) ゴム製半長靴 防寒服 安全靴</p>
<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>	<p>— — — — —</p>
<p>六〇 三六 三六 三六 四八 四八 三六</p>	<p>三六 三六 三六 三六 三六 三六 四八 四八 三六 三六 三六</p>	<p>三六 三六 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇</p>	<p>三六 三六 六〇 六〇 六〇 六〇</p>	<p>四八 三六 三六 三六</p>
<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一五のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一五のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり</p>

場 験 試 畜 家 小 中	場 験 試 産 畜	場 験 試 芸 園	場 験 試 業 農	所 除 防 虫 害 病
<p>常時現地で業務に従事する職員（総務課の職員を除く。）</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員（総務課の職員を除く。）</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員（総務課の職員を除く。）</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員（総務課の職員を除く。）</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>
<p>白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）</p>	<p>白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾） 作業帽</p>	<p>白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾） 作業帽</p>	<p>白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾） 作業帽</p>	<p>白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴 雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）</p>
<p>— — 二 二 二 二</p>	<p>— — — 二 二 二 二</p>	<p>— — 二 二 二 二 二</p>	<p>— — — 二 二 二 二</p>	<p>— — 二 二 二 二</p>
<p>三六 一二 三六 四八 四八 三六</p>	<p>三六 三六 一二 三六 四八 四八 三六</p>	<p>三六 二四 三六 四八 四八 三六</p>	<p>三六 三六 二四 三六 四八 四八 三六</p>	<p>三六 二四 三六 四八 四八 三六</p>
<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり 図二のとおり 図一のうちズボンのとおり</p>

所務事産水港境	場 験 試 業 林	局 発 開 地 農 山 大	所 定 鑑 性 病 畜 家	所 生 衛 健 保 畜 家	
<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>	
<p>作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴</p>	<p>白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 キャラバンシューズ ヤッケ</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 安全靴 防寒服</p>	<p>白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 作業帽</p>	<p>白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴 作業帽</p>	<p>作業帽</p>
<p>— 二 二 二</p>	<p>— — — 二 二 二 二</p>	<p>— — — 二 二 二</p>	<p>— — 二 二 二 二</p>	<p>— — 二 二 二 二</p>	<p>—</p>
<p>三六 六〇 六〇 六〇</p>	<p>三六 三六 三六 三六 六〇 六〇 六〇</p>	<p>三六 三六 三六 四八 四八 四八</p>	<p>三六 三六 四八 四八 四八 三六</p>	<p>三六 二四 四八 四八 四八 三六</p>	<p>三六</p>
<p>図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうちズボンのとおり 図二のうちズボンのとおり 図一のうちズボンのとおり</p>

図一



二

別表の図の一の項から三の項までを次のように改める。

局興振林農方地・所務事税県	所務事湾港取鳥
<p>一 主任及び機械技師の職務に従事する職員のうちボイラーの業務に従事する職員</p> <p>二 主任、電気技師、電話技師及び無線技師の職務に従事する職員のうち電気、電話及び無線の業務に従事する職員</p>	<p>常時現地で業務に従事する職員</p>
<p>作業服(上衣)</p> <p>作業服(夏上衣)</p> <p>作業服(ズボン)</p> <p>布製短靴</p>	<p>作業服(上衣)</p> <p>作業服(夏上衣)</p> <p>作業服(ズボン)</p> <p>ヤッケ</p> <p>ゴム製半長靴</p> <p>安全靴</p>
<p>一</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p>	<p>一</p> <p>一</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>二</p>
<p>六〇</p> <p>六〇</p> <p>六〇</p> <p>六〇</p>	<p>六〇</p> <p>六〇</p> <p>六〇</p> <p>六〇</p> <p>三六</p> <p>三六</p> <p>三六</p>
<p>図一のうち上衣のとおり</p> <p>図二のとおり</p> <p>図一のうちズボンのとおり</p>	<p>図一のうち上衣のとおり</p> <p>図二のとおり</p> <p>図一のうちズボンのとおり</p>

三 削除

別表の図の一五の項の次に一六の項として、次のように加える。

一六



附 則

1 (施行期日)
この訓令は、平成七年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
施行日前において、現にこの訓令による改正前の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、この訓令による改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規

程（以下「改正後の規程」という。）の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

3 施行日前において、現に改正前の規程の規定により交付されている被服のうち、改正後の規程の規定により交付されないこととなるものについては、改正前の規程に定める当該被服の使用期間が終わるまでの間に限り使用することができる。

鳥取県訓令第七号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表中「

一七 医療助手の職務のうち検査の業務に従事する職員	白衣 布製短靴	二 二四	二 二四
一七の二 医療助手の職務のうち主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員（男子）	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ 帽子	二 二 二 二	四八 三六 四八 二四
一七の三 医療助手の職務のうち主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員（女子）	作業服（上衣） 作業服（スカート） 盛夏シャツ 帽子	二 二 二 二	四八 三六 四八 二四

一七の四 医療助手の職務のうち看護の業務、検査の業務及び主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員以外の職員（男子）	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ 布製短靴	二 二 二 二	四八 四八 四八 二四
一七の五 医療助手の職務のうち看護の業務、検査の業務及び主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員以外の職員（女子）	作業服（スカート） 盛夏シャツ	二 二	四八 四八
一七の六 医療計算士の職務に従事する職員（男子）	夏白衣 白衣 布製短靴	二 二 二	四八 四八 二四
一七の七 医療計算士の職務に従事する職員（女子）	事務服（上衣） 盛夏シャツ	二 二	四八 四八

